

(保 232) F  
平成 23 年 3 月 15 日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長  
中 川 俊 男

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る  
一部負担金等の取扱いについて

今般発生いたしました東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関し、①一部負担金、②入院時食事療養費又は入院時生活療養費に係る標準負担額及び③訪問看護療養費に係る自己負担額の支払いが困難な方に対する取扱いが、厚生労働省保険局医療課より示されましたので、取り急ぎお知らせ申し上げます。

今回の取扱いは、対象者の要件に該当する患者さんの一部負担金等については、当面、5月末日まで支払いを猶予することとし、その場合は、必要な手続を踏まえた上で、患者負担分を含めた10割を審査支払機関等へ請求する内容となっておりますが、詳細につきましては、別添事務連絡のとおりであります。

また、平成23年3月14日付け事務連絡（保 231）Fにてご連絡しておりますとおり、現在、各保険者には、一部負担金の徴収猶予や減免等について適切な措置を講じることが求められております。

今回の取扱いは、各保険者の措置に関わらず適用されることとなりますが、請求の具体的な手続きにつきましては、追って連絡される予定とされておりますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて

(平 23. 3. 15 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)